

#### 4. 選手およびスタッフの規定違反に関する細則

##### (目的)

第1条 一般社団法人関東大学女子バスケットボール連盟（以下、「本連盟」という。）は、バスケットボール競技の健全な普及ならびに発展を図るために、本連盟に登録する選手（以下、「選手」という。）の資格およびチームスタッフ（以下、「スタッフ」という。）の資格ならびに資格審査に関する細則を制定する。  
また、本連盟が主催する大会（以下、「大会」という。）に関しては、本細則の規定が優先される。

##### (行動規範)

第2条 バスケットボールを愛し、スポーツ・インテグリティの精神を尊び、バスケットボールの発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

- 2 善良な市民、健全な学生としての品格を保ち、学生の本分である学業をおろそかにしてはならない。
- 3 選手およびスタッフは、暴力、各種のハラスメントならびにドーピング等（薬物の乱用など）の行為を行ってはならない。
- 4 その他、公益財団法人日本バスケットボール協会行動規範に準じる。

##### (定義)

第3条 本連盟の「2. 登録および競技会に関する細則」を厳守することを条件に登録をした選手およびスタッフを、本細則に従う選手およびスタッフとする。

##### (倫理規定)

第4条 選手およびスタッフは、健全なバスケットボールプレーヤーおよびスタッフとして品格を保つ必要がある。

- 2 具体的規定については、公益財団法人日本バスケットボール協会倫理規程に準ずる。

##### (規定に関する違反の処分)

第5条 次に示す事項に該当することが判明した場合は、選手およびスタッフが違反をしたことを、理事会に報告する。理事会は、審議を経て処分を決定する。

- (1) 第2条に示す行動規範に違反した場合
- (2) 本連盟が参加を認めない大会に参加し、かつ出場した場合
- (3) 第4条の倫理規定に抵触した場合

(4) 定款、細則および大会要項に関する違反があった場合

(処分の内容)

第6条 第5条に該当する行為が認められた場合の罰則は、次に示す通りである。

- (1) 登録の永久禁止（個人および団体）
- (2) 6年以下の期間を定めた登録停止（個人および団体）
- (3) 1年以下の期間を定めた公式戦への出場停止（個人および団体）
- (4) 文書による戒告（個人および団体）
- (5) 口頭による注意（個人および団体）

(裁定委員会)

第7条 裁定委員会は、理事長が指名した委員により構成され、委員長は委員の互選により決定される。

- 2 第6条の処分を行うに際し、委員長は裁定委員会を招集し、処分の是非および処分の内容について審議したうえで、処分案を理事会に答申しなければならない。
- 3 理事会は、裁定委員長の答申に基づき、審議を経たうえで処分の内容を決定する。
- 4 理事長は、選手が所属する大学の部長に対して、処分の内容を文書または口頭で伝達する。
- 5 裁定委員会における審議の内容は、議事録として記録され、いずれの人もこれを閲覧することができる。

(改廃)

第8条 本細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、2025年2月22日に成立し、同日より施行する。